

4. SAF-LO 職域年金¹³

(1) 背景

ブルーカラー労働者の年金制度は、数年前に根本的に変更された。1996年、SAFとLOは合意し、老齢年金制度を直ちに閉鎖し、新規に掛金建て制度を発足させることとした。28歳以上の労働者(その時点で約100万人)は、年金制度のために給与の2%の額を得た。2000年1月、SAFとLOは制度の改定に合意した。同年以降は、22歳以上(2002年から21歳以上)の労働者(現在130万人)は、年金制度への掛金として給与の3.5%を得ることになる。

(2) 制度の概要

現在、掛金率は給与の3.5%に設定されているが、対象給与には上限がない。しかし、ブルーカラーの労働者の平均年収は、190,000SEK程度といわれており、公的年金制度の対象である所得基礎額の7.5倍を超える給与のある労働者は少ないとされる。

労働者は、20を超える保険会社の中から積立の業務提供者を選択することができる。年金制度は各社に独自の年金制度を作ることができるが、個々の労働組合との団体協約による制度であることを確保しなければならない。

スウェーデン企業連盟に加盟している団体に所属する企業は、SAF-LO制度を保有している。組織のメンバーではないが同一の団体協約を持つ企業と合わせると、この年金制度に所属する企業は約10万となる。

制度全体のコストとしては、掛金建て制度の保険料率は3.5%であるが、疾病保険のコスト0.72%を加えて4.22%となる。しかし、その他の給付コストを合計すると、おおよそ5.75%となり、企業にとっては高コストと考えられている。

企業は、FORAという管理機関に拠出、老齢給付にかかる保険料は、AMFを中心とした約20の機関のうちから労働者が選択した機関に移管される。障害、遺族給付部分に関しては、AFAという機関が運営する。遺族給付は、基礎額の1倍ないし2倍で支給期間は5年である。

(3) STP制度¹⁴からの移行

SAF-LOの前身であるSTPは給付建て制度であり、退職時年金現価積立方式にもとづき財政運営が行なわれていた。STPにおける老齢給付は、ITPの老齢給付のうち所得基礎額の7.5倍の部分(満額の支給率で10%)のみである。給付原資は、企業の成熟度等に関係なく、加盟企業が負うこととされており、企業間の不公平に不満があったとされ、現在の拠出建て制度に改訂された。

旧制度が退職時年金現価積立方式により運営されていたということは、現役の加入者に関して積立を行なっていなかったということを意味する。従って、DC制度であるSAF-LOへの移行時に、現役労働者の積立を確保する必要があり、問題となった。

既に加入している労働者の勘定への原資の配分は、まず、STPにおける保険会社であるAMFとAFAが、それぞれ660億SEK、250億SEKの剰余金を拠出し、加入者の勘定に

¹³ Avtalspension SAF-LO

¹⁴ Svenska Tilläggs Pension

分配した。この時点では、1938年～44年に生まれた人にとって、給付水準が10%～4%程度低下する見込みであった。しかしながら、良好な運用環境に恵まれ、不足額をほぼ解消することが出来た、とされる。

なお、STPには、加盟企業に対する融資である「STPローン」という制度があった。この制度は、AMFKという機関が管理しているが、償還の都度更新しない(繰上返済も奨励)ことで廃止予定とされる。

5. まとめ

(1) スウェーデンの評価

以上のような職域年金制度を、スウェーデンの企業および労働者は如何に評価しているであろうか。

企業側は積極的評価として、簡素・安価な管理運営、統一的制度ゆえの安定性や企業再編への容易な対応等をあげる一方、消極的評価として、制度の硬直性、独自性を発揮できないこと、費用の増大懸念等をあげている。

一方、労働者の積極的評価としては、企業倒産に対する給付保証、ポータビリティ等があり、消極的評価としては、個々の労働者の多様性に適応できないこと等があげられている。

スウェーデン企業連盟は、ITP制度の費用高騰に直面し、ここ数年ITP制度の改定を試みてきた。現在のところ、交渉は成功していない。目的は、ITP制度をSAF-LO職域年金制度に似た制度、すなわち掛金が定義された制度にすることである、とされる¹⁵。

(2) 日本との対比

スウェーデンの職域年金は、いわゆるグローバリゼーションの波に直面していることも事実である。特に企業側は、制度のコスト抑制と掛金建て制度への移行を意図している。しかし、スウェーデンの現状を日本の企業年金と比較すると、主に以下の2点で決定的に異なる。

第1に、日本の企業年金は企業単位で設立が任意であるのに対して、スウェーデンは労使の横断的団体の交渉にもとづき対象企業には実質義務化されており、適用率が高いことである。

第2に、給付建て制度であるITP制度は、保険制度や引当金制度における信用保険により、給付が保証されていることである。また、引当金制度における負担調整等により、企業間の連帯意識も存在する。

指摘しなければならないのは、2004年公的年金改革の議論の中で、スウェーデンの公的年金制度のみが注目され、これを補完する職域年金制度の存在が忘れ去られていた、という点である。諸外国の制度をつまみ食いの、かつ表面的に模倣していると、マルチプレイヤーで捉えた老後の所得保証体系が、いかにも整合的でないものになってしまうか、懸念される。

先日、ILOより、労働者の所得や雇用環境がどれだけ安定しているかを示す「労働者の

¹⁵ 参考文献1による。

経済安全性ランキング」が公表された。報道によると、第1位のスウェーデン以下、北欧諸国が上位を占め、日本は18位に留まったという。ILOは、民主主義が浸透し、政府が社会保障に力を入れている国ほど安定度が高い、と分析しているという。経済の発展が人々の満足度に寄与することは言うまでもないが、「所得の増加」よりも「所得の安定性」が評価されるという事実は、スウェーデンについては職域年金の存在と無関係でないと考えられる。

以上

【参考文献】

1. “Occupational pensions in Sweden”, 2004-01-20, Hans Gidhagen, Confederation of Swedish Enterprise
2. “The FPG/PRI Handbook”, 2004, Pensionsgaranti and PRI Pensionstjänst
3. “PRI’s Pension Handbook”, 2000, PRI Pensionstjänst AB and the Pension Registration Institute (PRI)
4. “PRI Annual Report 2001”, PRI
5. “Pensionsgaranti Summary of Annual Report 2003”, FPG – Pension Guarantee Mutal Insurance Co., AMFK – Labour Market Insurances Mutal Credit Insurance Co.
6. “Annual Report 2003”, Alecta
7. “What does an ITP occupational pension cost and what does the employee receive?”, 2003, Alecta
8. 「海外の年金制度」厚生年金基金連合会編、1999年、東洋経済新報社
9. 拙稿「スウェーデンの公的年金における自動均衡機能」(みずほ年金レポート No.36、2002年5月)

公的年金未加入・未納についての予備的分析

大石 亜希子

(国立社会保障・人口問題研究所)

1. 問題意識

国民年金の未納・未加入が依然として問題となっている。社会保険庁「公的年金加入状況等調査」によると、1995年に158万人に達した第1号未加入者数は、20歳到達者に対する年金手帳送付による職権適用等により、1998年には99.3万人、2001年には63.5万人まで減少している(図1)。その一方で、未納者は2001年度末現在で326.7万人となっており、前回の1999年調査(平成10年度末現在)の264.6万人と比べて62.1万人増加している。この結果、未納者と第1号未加入者の合計は、2001年度は390.2万人となり、1998年度より26.3万人増加した。厚生労働省の資料によると、第1号被保険者となるべき人口に占める未納・未加入者の比率は、2001年度末時点で16%に達している(<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/09/s0910-2c.html>)。

こうしたことを背景に、近年では未納・未加入問題について、実証研究が進んできた。未加入問題を論じる際にしばしば指摘される点としては、未加入の原因が何であるかによって、必要となる政策対応が全く違うものになるということである¹。たとえば、長引く不況を背景とした失業や所得・貯蓄の減少によって、家計のリソースが不足しているような、いわゆる流動性制約下にあるのであれば、保険料が支払えずに未加入になるということが考えられる(流動性制約要因)。その一方で、健康状態が悪い等の理由で予想される死亡年齢が低く、生涯ベースでの年金収益率が低いことを見越して、公的年金にあえて加入しないということも考えられる(逆選択要因)。つまり、この場合は保険料を払っても自分は早死にして損をすると予想するため、未加入になるというものである。

これとは別に、現在の年金制度のもとでは、若い世代ほど年金収益率が低くなる(場合によってはマイナスとなる)ことを見越して公的年金に加入しないということも考えられる(世代間格差要因)。もしも流動性制約が未加入の主な原因であるなら、保険料負担を軽減するといった措置等が必要となるが、逆選択が原因である場合には、強制加入の強化が必要となろうし、世代間格差が重要であれば、年金制度の設計を変更し、世代間格差を縮小するような改革が望まれる。こうした政策的インプリケーションを得る上で、実証分析は重要な意義を持つと言える。

そこで本稿では、「平成13年国民生活基礎調査」の個票を使用して、未加入や未納状況について、予備的な分析を行う。

¹ 岩本・大竹・小塩(2002)、鈴木・周(2000)参照。

2. 分析枠組み

ここで未加入行動の分析対象とするのは、阿部(2001)による「想定第1号被保険者」である。これは、厚生年金や共済組合加入者（第2号被保険者）と、第2号被保険者の配偶者（第3号被保険者）を除く20～59歳の国民を指している。さらに、本分析では公的年金を受給している者は除外した²。

なお、先行研究のうち小椋・角田(2000)は世帯単位のデータで分析しており、鈴木・周(2001)は世帯主のみを分析対象としている。また、阿部(2001)は他の世帯員も分析対象としているが、第2号被保険者の配偶者である専業主婦や、学生は分析から除外している。本稿ではこれらの者も含めて分析する。

また、本稿では想定第1号被保険者を世帯主とそれ以外の者に分けて分析した。すなわち、世帯主の加入・未加入状況と他の世帯員の加入・未加入行動は異なると考えられるためである。具体的には、以下のようなモデルを考える。

（世帯主の加入・未加入行動）＝
f（流動性制約要因、逆選択要因、その他の属性）

（他の世帯員の加入・未加入行動）＝
f（流動性制約要因、逆選択要因、その他の属性）

このうち流動性制約要因としては、「等価尺度修正済み世帯所得」、「借入金の有無」、「貯蓄現在高」を使用する。逆選択要因としては、「個人年金の加入状況」、「喫煙状況」、「飲酒状況」、「健康状態」、「1カ月の就床日数」を使用する。その他の属性としては、「性別」、「配偶関係」、「年齢階層」、「所得を伴う仕事の有無」、「世帯員数」を用いる。

被説明変数となるのは、公的年金に加入している・していないという2値変数であるので、probitモデルによる推定を行う。続いて、公的年金に加入している者に限定した上で、同じモデルを使用して未納か未納でないかについてもprobitで推定する。

3. データ

使用するデータは、厚生労働省「平成13年国民生活基礎調査」（以下、「基礎調査」）の個票である。分析対象とする「想定第1号被保険者」については前述したが、このうち、公的年金に加入している場合を0、未加入の場合を1とする被説明変数を作成する。

なお、社会保険庁「公的年金加入状況等調査」では、公的年金に加入していない者（非加入者）を以下の3種類に分けている。

² 60歳未満でも、遺族年金受給者などが存在する。

- ◇ 第1号被保険者となる者であるが、加入の手続きを行っていない者。
- ◇ 第3号未届者 第3号被保険者となる者であるが、加入の届出を行っていない者。
- ◇ その他の非加入者 上記以外の非加入者。具体的には、(1)被用者年金保険老齢年金受給権者（すでに裁定され、年金の受給権を有している者）、(2)経過の未届者（調査時点ではたまたま未届であったが、基礎年金番号の付番が確認されているか又は調査結果で基礎年金番号が付番されていると断定できる者であり、その時点で各種別（第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者）の届出の提出がたまたま遅れている者。具体的には転職者、短期的な失業者、届出中の者などが考えられる。）、(3)住民票未登録の者（調査時点で居住地で住民登録をしていない者）。

本稿では以上の3種類の者をすべて未加入として扱うが、これについては本人の回答に基づくため、未加入と未納が渾然一体となっている可能性に留意が必要である（清水2003）。

また、未納については、「基礎調査」所得票に社会保険料拠出がない場合を1、ある場合を0とする変数を作成している。本来は国民年金保険料拠出の有無をもって判断すべきであるが、「基礎調査」では、年金、医療、雇用保険など社会保険の保険料はすべて一括されている。医療保険の保険料を支払っていても国民年金の保険料を未納にしている者もかなり存在すると考えられるが、本稿では少しでも社会保険料拠出があれば未納ではないと仮定している。社会保険料拠出額を目安にして未納かどうかを判断する方法も考えられるが、阿部(2001)が指摘するように、年度途中で退職や結婚等により、加入する年金の種類が変わることは多く、どの金額以上であれば未納に該当するかどうかを判断することは容易でないことから、単純に拠出の有無だけで定義することとした。そのため、ここでの未納者には保険料免除者も含まれている。

なお、未納・未加入問題について、逆選択要因を検証することは従来から大きな問題となっていた。予想死亡年齢に相当する変数は実際には観察することはできない。このため、健康状態に関連した変数から、本人自身が自分の寿命についてどのような予想を抱いているかを推測するという方法が一般には行われている。

本稿では、健康状態に関連する変数として、複数の情報を使用している。「健康状態」は自己評価による健康状態である。一方、「就床日数」は自己申告によるものとはいえ、ある程度、客観的かつ数量的に把握しうる健康指標と言える。「喫煙」や「飲酒」、とくに「喫煙」が健康を害することは周知の通りであり、それにも関わらず喫煙習慣を持つ人は、そもそも自分の予想死亡年齢を低いと考えている可能性がある。

以上の健康に関する変数は、主観的なもの、客観的なもの、さまざまであるが、そもそも健康とは具体的にとらえられないものであり、各変数に優劣をつけられるものではない。本稿では予備的な分析として、すべての変数を含めたモデルで推定をしている。

4. 未加入行動についての推計結果

未加入行動についての推計結果は表2に示す通りである。結果は、限界効果で示しており、説明変数がダミー変数であるものについては、その変数が0から1に変化した場合の被説明変数の変化幅として示してある。

まず、世帯主についてみると、等価尺度調整済世帯所得や貯蓄現在高は有意にマイナスの影響を与えており、流動性制約が未加入の一因となっていることを示唆している。

個人年金については、加入しているほうが未加入になる確率は有意に低いという結果になっている。未納や未加入に関しては、個人年金や生命保険の加入率が納付者や加入者と比較してそれほど変わらないことから、流動性制約が原因ではないという見方がされることがあった(度山 2001)。しかし、その他の要因をコントロールしてみると、むしろ個人年金の掛金を家計から支出できるような経済的な余力がある者は、未加入にはならない傾向があることが示されている。

一方、喫煙に関しては、非喫煙者と比較して、喫煙者は未加入になる確率が有意に5~6%ポイント高い。飲酒については、飲酒量がプラスに有意の場合とマイナスに有意の場合とがあり、一定した影響が認められない。健康状態は有意な影響を与えていない。その半面、就床日数が1~2週間に及ぶ場合には、未加入となる確率が20%ポイントも上昇する。

世帯主のみを対象とした鈴木・周(2001)では、「病気・病気がち」の場合に未加入となる確率が有意に高いことが示されており、本稿の結果はおおよそこれと整合的である。喫煙量が多かったり、就床したりしている人ほど予想死亡年齢が低いと仮定すれば、本稿での結果は逆選択要因が未加入の一因であることを支持するものと言える。

そのほかの変数についてみると、性別は有意な影響を与えていないが、離別の場合には有意に未加入となる確率が高まる。年齢下層別では20代前半は未加入確率が高い。仕事をしていなくて家事をしている者や、通学も家事も仕事もしていない「その他」の者が世帯主である場合に未加入確率は高まる。一方、世帯人員数が多いほど、未加入にはならない傾向が有意に観察される。

つづいて、他の世帯員の加入・未加入状況の推定結果をみよう。世帯主の場合と異なり、等価世帯所得の影響は有意ではない。しかし、貯蓄現在高は有意にマイナスで、貯蓄が多いと未加入になる確率が低い。個人年金に加入している場合には、未加入となる確率が有意に低い。健康状態の影響は、喫煙については明瞭であるが、ほかの変数については未加入行動に有意な影響を及ぼしていない。未婚や死別であること、20代前半であること、仕事をもっていないことは、未加入確率を有意に引き上げている。

ここまでの結果をまとめると以下のようなになる。

- ・ 世帯主の未加入は低所得であることや健康状態が悪いことによってもたらされている面が強い。これは流動性制約や逆選択の存在を示唆するものである。
- ・ 個人年金加入者は、未加入である確率が有意に低い。

- ・ 世帯主、他の世帯員に共通して、20代前半層、主婦、学生、無職者が未加入となる傾向が強い。

このように、経済的な弱者やそうした世帯に属する者が未加入となる傾向が強いとすれば、短期的には免除制度の充実やそうした制度についての啓蒙活動が望まれる。しかし根本的には、定額保険料の逆進性を克服できるような制度体系の見直しが必要となろう。

5. 未納行動についての推計結果

つぎに、同様のモデルによって、社会保険料拠出の有無から未納かどうかを左右する要因を探る。対象は、前節と同様に、想定第1号被保険者のうち、未加入ではない者である。

推定結果は表3にまとめてある。まず、世帯主についてみると、等価世帯所得は有意にマイナスとなっており、貯蓄現在高はやや有意水準が下がるが同じくマイナスの影響を与えている。また、個人年金加入の係数も有意にマイナスである。したがって、流動性制約から保険料を拠出できないために未納（あるいは免除）となっていることが示唆される。

世帯主の属性についてみると、女性である場合、離別者である場合、20代である場合、学生や無職者である場合に未納（あるいは免除）となる確率が有意に高い。一方、健康状態に関しては、いずれの変数も有意な影響を及ぼしていない。

世帯主以外についてみると、等価世帯所得、貯蓄現在高、個人年金については世帯主の場合と同様に有意にマイナスの影響を与えている。一方、女性である場合には未納となる確率が14%ポイント高まる。年齢や健康状態の効果はおおくの場合、有意ではない。

6. 留保条件

本稿では未加入や未納の要因について分析を行ったが、本稿の分析はまだ初期的なものにとどまっており、以下の点についてさらなる改善が必要である。

第1は、未加入の定義である。本稿では基礎調査世帯票の「現在の公的年金加入状況」に基づき、「加入していない」場合を未加入として被説明変数を作成している。したがっていわゆる第3号見届け者で未加入となっている者は、「配偶者が厚生年金の被保険者」あるいは「配偶者が共済組合の組合員」というカテゴリーに含まれているとみられ、ここでの未加入者としては把握されていない。

第2に、本稿では個人年金への加入は独立変数として扱っているが、鈴木・周(2000)で示されているように、両者が同時決定関係にある可能性も高い。

第3に、大石・阿部(2003)では世帯主の未加入が他の世帯員の加入状況に大きく影響することが示されているが、こうした関係を考慮した上で、同時決定あるいは逐次的モデルで分析することが必要である。

第4に、本稿では未納者と免除者を区別できていない。また、生活保護世帯をデータから区別できていないが、そうした低所得世帯の存在が推定結果に影響している可能性は排

除できない。

したがって、本稿の結果を解釈するにあたっては十分な注意が必要である。

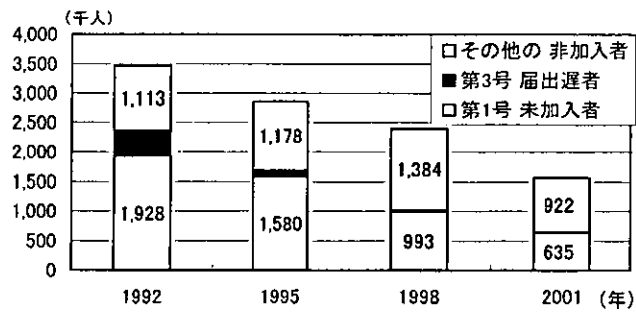
付記

本稿で使用した「国民生活基礎調査」は、総務省統計局長の承認を得て再集計を行ったものである（総統審第31号、平成16年1月27日）。

参考文献

- 阿部 彩(2001)「国民年金の保険料免除制度改正：未加入、未納率と逆進性への影響」『日本経済研究』No.43, 134-154.
- 阿部 彩(2003)「公的年金における未加入期間の分析——パネル・データを使って——」『季刊社会保障研究』Vol.39, No.3, pp.268-280.
- 岩本康志・大竹文雄・小塩隆士(2002)「座談会：年金研究の現在」『季刊社会保障研究』Vol.37 No.4, 316-349.
- 大石亜希子・阿部 彩(2003)「公的年金未加入の分析」厚生労働科学研究研究費補助金政策科学推進研究事業「社会経済変化に対応する公的年金制度のあり方に関する実証研究」平成13～14年度総合研究報告書。
- 小椋正立・角田保(2000)「世帯データによる社会保険料負担の納付と徴収に関する分析」『経済研究』Vol.52, No.2, 97-110.
- 厚生省(1999)『平成11年版 厚生白書』
- 厚生省大臣官房統計情報部『平成8年国民生活基礎調査』
- 清水時彦(2003)「阿部論文へのコメント II」『季刊社会保障研究』Vol.39, No.3, pp.283-285.
- 社会保険庁(1997a)『平成7年公的年金加入状況等調査報告』
- 社会保険庁(1997b)『平成8年国民年金被保険者実態調査』
- 社会保険庁(2000)『平成10年公的年金加入状況等調査報告』
- 社会保険庁(2001)『平成11年国民年金被保険者実態調査調査結果の概要』
- 社会保険庁(2002)『2000年度社会保険事業概要』
- 鈴木 亘・周燕飛(2001)「国民年金未加入者の経済分析」『日本経済研究』No.42,2001.3, 44-60
- 度山 徹(2001)「公的年金の被保険者の現状と基本的な考え方について」『季刊 年金と雇用』第20巻第2号、pp.4-11.

図1 公的年金非加入者数の推移



注: 1995年は兵庫県を除

表1 未加入者の属性比較

	加入者			未加入者		
	標本数	平均値	標準偏差	標本数	平均値	標準偏差
女性	11007	0.516	0.500	2746	0.540	0.498
年齢	11007	41.664	12.386	2746	37.055	13.618
配偶関係(基準:有配偶)						
未婚	11007	0.313	0.464	2746	0.505	0.500
死別	11007	0.026	0.159	2746	0.026	0.160
離別	11007	0.050	0.218	2746	0.065	0.247
世帯主	11007	0.354	0.478	2746	0.306	0.461
世帯構造(基準:男の単独世帯)						
女の単独世帯	11007	0.028	0.165	2746	0.043	0.203
夫婦のみの世帯	11007	0.101	0.302	2746	0.095	0.293
夫婦と未婚の子のみの世帯	11007	0.419	0.493	2746	0.417	0.493
ひとり親と未婚の子のみの世帯	11007	0.073	0.260	2746	0.109	0.311
三世帯世帯	11007	0.251	0.434	2746	0.168	0.374
その他の世帯	11007	0.094	0.291	2746	0.095	0.294
医療保険加入状況(1)(基準:国民健康保健)						
政府管掌健康保健	11007	0.028	0.166	2746	0.122	0.328
組管管掌健康保健	11007	0.027	0.162	2746	0.134	0.340
共済組合	11007	0.017	0.130	2746	0.042	0.200
船員保険	11007	0.001	0.023	2746	0.001	0.038
その他	11007	0.008	0.087	2746	0.113	0.317
不詳	11007	0.001	0.027	2746	0.008	0.091
医療保険加入状況(2)(基準:該当せず(その他))						
市町村	11007	0.845	0.362	2746	0.529	0.499
組合	11007	0.074	0.262	2746	0.051	0.220
本人	11007	0.000	0.010	2746	0.007	0.081
家族	11007	0.073	0.260	2746	0.294	0.456
不詳	11007	0.001	0.023	2746	0.007	0.083
仕事の有無(基準:仕事あり)						
家事	11007	0.117	0.322	2746	0.160	0.367
通学	11007	0.036	0.187	2746	0.126	0.332
その他	11007	0.064	0.245	2746	0.154	0.361
不詳	11007	0.005	0.074	2746	0.008	0.087
勤めか自営か(基準:自営業主(雇い人あり))						
自営業主(雇い人なし)	11007	0.161	0.368	2746	0.056	0.230
家族従業者	11007	0.146	0.353	2746	0.049	0.215
会社・団体等の役員	11007	0.018	0.133	2746	0.017	0.128
一般常雇・1~4人	11007	0.078	0.268	2746	0.047	0.212
一般常雇・5~29人	11007	0.114	0.318	2746	0.105	0.306
一般常雇・30~99人	11007	0.035	0.184	2746	0.029	0.167
一般常雇・100~499人	11007	0.012	0.109	2746	0.018	0.132
一般常雇・500~999人	11007	0.003	0.058	2746	0.003	0.057
一般常雇・1000~4999人	11007	0.002	0.043	2746	0.003	0.050
一般常雇・5000人以上	11007	0.002	0.042	2746	0.003	0.054
一般常雇・官公庁	11007	0.001	0.025	2746	0.002	0.047
一般常雇・不詳	11007	0.007	0.082	2746	0.050	0.217
1年以上1年未満の契約雇用者	11007	0.051	0.219	2746	0.040	0.195
日々または1月未満の契約雇用者	11007	0.015	0.120	2746	0.023	0.151
家庭内職者	11007	0.010	0.098	2746	0.007	0.085
その他	11007	0.035	0.183	2746	0.055	0.228
仕事なし	11007	0.218	0.413	2746	0.441	0.497
仕事の有無不詳	11007	0.005	0.074	2746	0.008	0.087
勤めか自営か不詳	11007	0.002	0.039	2746	0.007	0.081
等価世帯所得	10872	308.248	212.014	2724	289.740	204.426
貯蓄現在高	10889	551.453	925.685	2729	455.382	845.547
借入金の有無(基準:借入金あり)						
借入金なし	11007	0.524	0.499	2746	0.536	0.499
不詳	11007	0.061	0.238	2746	0.071	0.257

家計支出額	11007	68.934	190.550	2746	96.155	246.622
個人所得合計	11007	181.409	301.337	2746	108.111	198.538
雇用保険受給状況(基準:受給している)						
受給していない	11007	0.997	0.059	2746	0.997	0.054
個人年金掛金支払い状況(基準:支払あり)						
支払なし	7689	0.645	0.479	1510	0.803	0.398
個人年金掛金額(千円)	2733	421.801	1277.064	297	403.808	1390.879
喫煙状況(基準:吸わない)						
毎日・10本以下	10775	0.056	0.229	2649	0.070	0.256
毎日・11～20本	10775	0.179	0.384	2649	0.185	0.389
毎日・21～30本	10775	0.071	0.257	2649	0.065	0.246
毎日・31本以上	10775	0.032	0.175	2649	0.029	0.169
時々吸う日がある	10775	0.018	0.133	2649	0.028	0.166
以前は吸っていた	10775	0.009	0.092	2649	0.008	0.089
不詳	10775	0.059	0.235	2649	0.071	0.257
飲酒状況(基準:飲まない)						
1合未満	10775	0.151	0.358	2649	0.143	0.350
1～2合未満	10775	0.125	0.331	2649	0.092	0.289
2～3合未満	10775	0.066	0.249	2649	0.056	0.230
3～4合未満	10775	0.026	0.159	2649	0.027	0.163
4～5合未満	10775	0.016	0.125	2649	0.009	0.097
5合以上	10775	0.040	0.196	2649	0.035	0.183
不詳	10775	0.047	0.212	2649	0.061	0.240
ストレスの有無(基準:ストレスあり)						
ストレスなし	10775	0.419	0.493	2649	0.401	0.490
不詳	10775	0.062	0.241	2649	0.077	0.267
健康状態(基準:よい)						
まあよい	10775	0.158	0.365	2649	0.167	0.373
ふつう	10775	0.441	0.496	2649	0.408	0.491
あまりよくない	10775	0.096	0.295	2649	0.111	0.314
よくない	10775	0.010	0.100	2649	0.018	0.132
不詳	10775	0.052	0.222	2649	0.067	0.250
1カ月の就床日数(基準:ない)						
1～3日	10775	0.056	0.229	2649	0.067	0.250
4～6日	10775	0.008	0.090	2649	0.017	0.129
7～14日	10775	0.003	0.059	2649	0.008	0.091
15日以上	10775	0.007	0.084	2649	0.011	0.102
不詳	10775	0.055	0.229	2649	0.069	0.254
健康上の問題の日常生活への影響(基準:ある)						
ない	10775	0.862	0.345	2649	0.801	0.399
不詳	10775	0.054	0.227	2649	0.075	0.264
続柄(基準:世帯主)						
世帯主の配偶者	11007	0.280	0.449	2746	0.228	0.420
世帯主の子	11007	0.290	0.454	2746	0.387	0.487
子の配偶者	11007	0.040	0.197	2746	0.024	0.152
孫	11007	0.015	0.122	2746	0.021	0.145
孫の配偶者	11007	0.001	0.025	2746	0.000	0.019
世帯主の父母	11007	0.006	0.077	2746	0.004	0.066
配偶者の父母	11007	0.000	0.021	2746	0.002	0.043
祖父母	11007	0.000	0.000	2746	0.000	0.000
兄弟姉妹	11007	0.009	0.094	2746	0.019	0.138
その他の親族	11007	0.002	0.039	2746	0.002	0.047
その他	11007	0.003	0.053	2746	0.006	0.078

表2 未加入か否かのプロビット推定結果

被説明変数:未加入=1, 加入=0

	世帯主					世帯主以外				
	限界効果	標準誤差	z値	P> z	説明変数の 平均値	限界効果	標準誤差	z値	P> z	説明変数の 平均値
女性	0.011	0.018	0.59	0.552	0.200	0.022	0.011	1.90	0.058	0.694
配偶関係(基準:有配偶)										
未婚	0.038	0.022	1.83	0.067	0.196	0.049	0.015	3.38	0.001	0.428
死別	0.015	0.030	0.52	0.602	0.060	0.106	0.060	1.95	0.051	0.008
離別	0.052	0.025	2.21	0.027	0.107	0.032	0.031	1.08	0.282	0.025
年齢階層(基準:40~44歳)										
20~24歳	0.085	0.038	2.47	0.014	0.067	0.075	0.022	3.55	0.000	0.209
25~29歳	-0.024	0.026	-0.88	0.378	0.060	-0.001	0.020	-0.06	0.949	0.129
30~34歳	-0.009	0.025	-0.35	0.728	0.078	-0.010	0.020	-0.51	0.610	0.110
35~39歳	-0.019	0.024	-0.75	0.450	0.078	0.010	0.022	0.47	0.636	0.089
45~49歳	-0.006	0.022	-0.28	0.783	0.142	-0.031	0.019	-1.52	0.129	0.098
50~54歳	-0.046	0.019	-2.28	0.023	0.247	-0.054	0.018	-2.82	0.005	0.132
55~59歳	-0.013	0.021	-0.59	0.556	0.227	-0.018	0.019	-0.93	0.354	0.144
仕事の有無(基準:仕事あり)										
家事	0.141	0.046	3.56	0.000	0.026	0.119	0.015	8.68	0.000	0.181
通学	0.067	0.042	1.75	0.080	0.027	0.199	0.025	9.07	0.000	0.066
その他	0.266	0.039	8.21	0.000	0.043	0.140	0.019	8.33	0.000	0.100
不詳	0.157	0.142	1.31	0.189	0.002	0.049	0.056	0.94	0.347	0.007
世帯員数(人)	-0.023	0.005	-4.41	0.000	3.022	-0.017	0.003	-5.18	0.000	3.983
等価世帯所得(万円)	-0.0001	0.000	-2.35	0.019	257.027	0.0000	0.000	1.32	0.187	327.149
借入金の有無(基準:借入金あり)										
借入金なし	-0.005	0.013	-0.40	0.693	0.565	-0.016	0.009	-1.73	0.084	0.505
不詳	0.020	0.025	0.80	0.425	0.060	0.005	0.019	0.25	0.802	0.062
貯蓄現在高(百万円)	-0.002	0.001	-2.42	0.016	3.731	-0.001	0.001	-2.35	0.019	6.036
個人年金掛金支払い状況(基準:支払なし)										
支払あり	-0.060	0.012	-4.80	0.000	0.324	-0.066	0.012	-5.06	0.000	0.164
喫煙状況(基準:吸わない)										
毎日・10本以下	0.054	0.029	1.99	0.047	0.054	0.041	0.020	2.17	0.030	0.062
毎日・11~20本	0.052	0.016	3.41	0.001	0.248	0.019	0.014	1.39	0.164	0.146
毎日・21~30本	0.040	0.021	2.04	0.041	0.128	0.051	0.027	2.01	0.045	0.039
毎日・31本以上	0.062	0.030	2.27	0.023	0.062	0.052	0.043	1.29	0.196	0.015
時々吸う日がある	0.066	0.050	1.48	0.139	0.019	0.071	0.033	2.29	0.022	0.021

以前は吸っていた	0.010	0.051	0.21	0.837	0.013	0.051	0.061	0.89	0.376	0.006
不詳	0.018	0.034	0.54	0.591	0.059	0.012	0.027	0.44	0.657	0.063
飲酒状況(基準:飲まない)										
1合未満	-0.017	0.016	-1.03	0.303	0.145	-0.022	0.012	-1.80	0.072	0.151
1~2合未満	-0.044	0.015	-2.79	0.005	0.180	0.002	0.017	0.10	0.919	0.085
2~3合未満	-0.013	0.019	-0.66	0.507	0.110	0.021	0.025	0.86	0.389	0.040
3~4合未満	0.060	0.032	2.06	0.039	0.045	0.017	0.036	0.49	0.623	0.016
4~5合未満	-0.034	0.033	-0.95	0.342	0.027	-0.048	0.045	-0.97	0.330	0.008
5合以上	-0.008	0.022	-0.38	0.706	0.078	0.048	0.037	1.37	0.169	0.018
不詳	0.057	0.043	1.45	0.147	0.049	-0.009	0.030	-0.29	0.770	0.052
健康状態(基準:よい)										
まあよい	0.023	0.019	1.25	0.211	0.152	0.021	0.015	1.48	0.138	0.163
ふつう	0.000	0.014	0.00	0.997	0.428	0.012	0.011	1.06	0.287	0.438
あまりよくない	0.010	0.021	0.48	0.629	0.108	0.021	0.018	1.18	0.239	0.095
よくない	0.081	0.058	1.59	0.111	0.013	0.051	0.047	1.14	0.254	0.011
不詳	-0.039	0.040	-0.89	0.372	0.054	0.084	0.043	2.14	0.032	0.056
1カ月の就床日数(基準:ない)										
1~3日	0.011	0.024	0.47	0.639	0.054	0.004	0.019	0.21	0.833	0.061
4~6日	0.073	0.057	1.45	0.148	0.011	0.071	0.050	1.54	0.123	0.009
7~14日	0.200	0.098	2.45	0.014	0.006	0.113	0.080	1.58	0.113	0.004
15日以上	0.047	0.066	0.77	0.440	0.008	-0.015	0.046	-0.33	0.743	0.007
不詳	0.073	0.054	1.49	0.136	0.056	-0.023	0.032	-0.69	0.488	0.060
obs. P	0.180					0.209				
pred. P	0.154	(at x-bar)				0.192	(at x-bar)			
Number of obs	4600					8548				
Wald chi2(42)	460.78					631				
Prob > chi2	0					0				
Pseudo R2	0.1155					0.0715				
Log pseudolikelihood	-1915.297					-4071.49				

(注) ダミー変数の限界効果は、値が0から1に変化したときの未加入確率の変化幅として示されている。標準誤差は不均一分散修正済み。

表3 未納か否かのプロビット推定結果

被説明変数:未納=1, 加入=0

	世帯主				世帯主以外				
	限界効果	標準誤差	z値	P> z	限界効果	標準誤差	z値	P> z	説明変数の平均値
女性	0.051	0.026	2.06	0.039	0.142	0.023	6.17	0.000	0.696
配偶関係(基準:有配偶)									
未婚	0.042	0.027	1.61	0.107	-0.035	0.027	-1.30	0.193	0.328
死別	0.043	0.040	1.13	0.258	-0.049	0.086	-0.57	0.569	0.010
離別	0.113	0.035	3.55	0.000	-0.098	0.050	-1.90	0.057	0.028
年齢階層(基準:40~44歳)									
20~24歳	0.362	0.060	6.79	0.000	0.009	0.042	0.21	0.832	0.111
25~29歳	0.067	0.039	1.86	0.063	-0.049	0.038	-1.26	0.206	0.118
30~34歳	0.015	0.033	0.48	0.633	-0.038	0.037	-1.03	0.304	0.106
35~39歳	0.005	0.032	0.17	0.868	0.018	0.037	0.49	0.621	0.099
45~49歳	-0.004	0.028	-0.14	0.886	-0.048	0.035	-1.37	0.172	0.131
50~54歳	0.020	0.026	0.77	0.440	-0.002	0.034	-0.06	0.954	0.172
55~59歳	0.002	0.027	0.09	0.929	-0.037	0.036	-1.04	0.297	0.157
仕事の有無(基準:仕事あり)									
家事	0.050	0.056	0.95	0.342	-0.188	0.036	-4.88	0.000	0.051
通学	0.510	0.108	4.68	0.000	0.060	0.129	0.47	0.641	0.005
その他	0.122	0.056	2.48	0.013	-0.016	0.051	-0.31	0.759	0.030
不詳	0.348	0.338	1.16	0.247					
世帯員数(人)	0.003	0.006	0.57	0.566	-0.003	0.006	-0.43	0.666	4.064
等価世帯所得(万円)	-0.0002	0.000	-4.12	0.000	-0.0003	0.000	-6.29	0.000	360.686
借入金の有無(基準:借入金あり)									
借入金なし	0.014	0.015	0.89	0.373	-0.011	0.018	-0.60	0.548	0.501
不詳	0.087	0.035	2.77	0.006	0.021	0.040	0.52	0.606	0.050
貯蓄現在高(百万円)	-0.002	0.001	-1.93	0.054	-0.002	0.001	-2.48	0.013	6.707
個人年金掛金支払い状況(基準:支払なし)									
支払あり	-0.102	0.014	-7.07	0.000	-0.065	0.018	-3.60	0.000	0.341
喫煙状況(基準:吸わない)									
毎日・10本以下	0.016	0.032	0.52	0.602	0.002	0.038	0.06	0.954	0.055
毎日・11~20本	0.011	0.018	0.62	0.537	0.008	0.027	0.29	0.772	0.146
毎日・21~30本	0.007	0.022	0.33	0.743	-0.058	0.046	-1.24	0.214	0.040
毎日・31本以上	0.003	0.031	0.11	0.909	-0.104	0.069	-1.48	0.140	0.018
時々吸う日がある	-0.015	0.050	-0.30	0.766	0.038	0.064	0.60	0.551	0.017

以前は吸っていた	-0.054	0.054	-0.89	0.374	0.013	-0.144	0.095	-1.44	0.149	0.007
不詳	0.025	0.045	0.59	0.558	0.055	0.010	0.053	0.18	0.857	0.062
飲酒状況(基準:飲まない)										
1合未満	0.017	0.021	0.83	0.405	0.146	-0.026	0.024	-1.07	0.284	0.154
1~2合未満	0.000	0.020	0.02	0.984	0.193	-0.038	0.030	-1.28	0.200	0.103
2~3合未満	-0.016	0.023	-0.67	0.505	0.116	0.044	0.042	1.05	0.296	0.046
3~4合未満	-0.001	0.035	-0.04	0.967	0.043	-0.017	0.061	-0.28	0.778	0.020
4~5合未満	0.003	0.041	0.07	0.947	0.030	0.136	0.085	1.54	0.124	0.009
5合以上	0.000	0.027	0.00	0.999	0.081	0.176	0.056	2.95	0.003	0.020
不詳	0.013	0.052	0.26	0.795	0.045	-0.011	0.064	-0.17	0.864	0.049
健康状態(基準:よい)										
まあよい	-0.006	0.022	-0.29	0.773	0.152	0.028	0.027	1.01	0.315	0.164
ふつう	0.005	0.017	0.28	0.783	0.440	0.030	0.022	1.37	0.169	0.455
あまりよくない	0.034	0.027	1.28	0.199	0.098	0.047	0.034	1.39	0.166	0.091
よくない	-0.024	0.067	-0.35	0.728	0.008	0.146	0.082	1.69	0.090	0.011
不詳	0.001	0.059	0.02	0.988	0.051	0.027	0.073	0.37	0.713	0.050
1か月の就床日数(基準:ない)										
1~3日	0.032	0.033	0.98	0.325	0.049	0.007	0.038	0.19	0.848	0.058
4~6日	0.055	0.077	0.76	0.448	0.008	-0.042	0.087	-0.48	0.630	0.010
7~14日	0.142	0.129	1.25	0.210	0.004	0.125	0.134	0.91	0.365	0.003
15日以上	0.047	0.090	0.56	0.577	0.006	-0.230	0.085	-2.38	0.017	0.007
不詳	0.027	0.062	0.45	0.654	0.051	0.009	0.069	0.13	0.896	0.054
obs. P	0.205					0.500				
pred. P	0.181	(at x-bar)				0.499				
Number of obs	3671					3685				
Wald chi2(42)	388.32					206.96				
Prob > chi2	0					0				
Pseudo R2	0.1497					0.0439				
Log pseudolikelihood	-1584.951					-2442.22				

(注) ダミー変数の限界効果は、値が0から1に変化したときの未加入確率の変化幅として示されている。標準誤差は不均一分散修正済み。

厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業
「社会保障と私的保障（企業・個人）の役割分担に関する実証研究」
分担研究報告書

非正規労働者への社会保険適用に関する研究
分担研究者 山本 克也 国立社会保障・人口問題研究所

研究要旨

本研究の目的は、非正規労働者への社会保険適用が社会保障の関連分野に与える影響について考察することにある。

平成16年度に実施した研究は以下のとおり。第1に、非正規労働者の増加と社会保障法の課題について、法学的観点から考察した。第2に、非正規労働者のなかでも、近年増加が著しい請負労働者に注目し、その就業実態や社会保険加入状況について分析を行った。また、以上の2つについては、『季刊社会保障研究』第40巻第2号の特集「非正規就業者の社会保障」として公表した。第3に、就業形態の多様化に合わせた年金制度のあり方について考察した。第4に、女性の年金を巡る問題について「女性と年金検討会」資料をもとに考察した。

A 研究目的

本研究の目的は、非正規労働者への社会保険適用が社会保障の関連分野に与える影響について考察することにある。

B 研究方法

第1に、非正規労働者の増加と社会保障法の課題について、法学的観点から考察した。

第2に、非正規労働者のなかでも、近年増加が著しい請負労働者に注目し、その就業実態や社会保険加入状況について分析を行った。

以上の2つについては、『季刊社会保障研究』第40巻第2号の特集「非正規就業者の社会保障」として公表した。

第3に、就業形態の多様化に合わせた年金制度のあり方について考察した。

第4に、女性の年金を巡る問題について「女性と年金検討会」資料をもとに考察した。

（倫理面への配慮）

マイクロデータを使用の際には、個人・企業名が特定されないように十分留意するとともに、個人情報流出のないように細心の注意を払う。

C 研究結果 と D 考察

今年度は研究会での議論を踏まえて、研究成果を以下の4つの論文にとりまとめた。

(1) 「非正規就業の増加と社会保障法の課題」（倉田論文、巻末に別刷として収録）

就業形態の多様化に直面して被用者保険がどのような変化を迫られているかを法学的見地から分析した。

その結果、現行法は典型就業には非常に適合するものの、非典型就業に当てはめるとかなりの法解釈上の困難が生じること、また、この問題を立法論的に解消しようとする場合であっても、基礎年金制度を被用者年金制度の間にはかなり大きな不整合が存在するため、法改正が容易でないことが明らかになった。

さらに、最も大きなポイントとして、所得保障ニーズのとらえ方を被用者保険を基準に考えるのか、基礎年金制度を基準に考えるのかという点にあることが指摘された。

(2)「製造分野における請負労働者の労働条件とキャリアー社会施策の視点から」(佐野論文、巻末に別刷として収録)

近年増加が著しい製造企業の現場における請負労働に着目し、その労働条件とキャリア形成上の問題点を、社会保障政策との関連から考察した。

請負労働を活用する目的としては、要員あたりの費用を抑えつつ要員を確保したり、業務量の変動に合わせて要員数を柔軟に調整したりすることにある。そして、請負企業は、こうした製造企業のニーズに対応するサービスを提供することで、受注の維持や拡大を図っている。

請負労働者のなかには、雇用期間が短いことなどから社会保険への加入条件を満たさない層のほか、加入条件を満たすにもかかわらず加入していない層がある。

この背景には、受注状況が不確定ななか、さしあたり短期間の勤務を予定して雇用されることが少なくないことがある。そのため、雇用期間が結果として長期化した場合にも、請負企業が社会保険への加入手続きを怠っているとみられる。

さらに、請負労働者は長期勤続しても賃金の上昇幅が小さいことも明らかになった。現在、請負労働者として働いている若年層の多くは、一般企業の社員として働くことを希望している。彼（女）らが円滑にキャリア・アップを図るには、非正規労働者に対しても経験や技能を適切に評価するシステムが不可欠である。

(3)「雇用と年金」(清家論文)

雇用形態や就労形態の多様化に合わせた年金制度のあり方について考察した。

雇用と年金は、年金制度発足のときから密接な関係を持っている。とくに雇用のあり方の大きく変化する現在、年金は雇用のあり方の変化と整合的なかたちに変革されなければならない。ポイントは二つある。ひとつは高齢者の就業促進ということと整合的な年金にするということである。もうひとつは、雇用・就業形態の多様化と整合的な年金にするということである。どちらも簡単ではないが、早急に進めなければならない改革だ。高齢者の就業促進と整合的な年金という点では、とくに勤労収入に応じた年金給付の削減という制度の廃止が求められる。高齢者の就労にペナルティーを課すような年金制度では困るからである。最終的には、生涯に受け取る年金総額が、引退の選択から中立的になるような年金制度が望ましい。さらに、雇用・就業形態多様化への対応という点では、厚生年金の適用範囲の拡大が求められる。労働時間や雇用期間に関らず厚生年金を適用するようにすべきと考えられる。

(4)「女性と年金」(久保論文)

就業形態の多様化が進展する中で、多くの女性が多様な形態での就労を通じて自ら

の年金保障の充実を図ることができるようにするとともに、年金制度の支え手を増やすという観点から、短時間労働者に対する厚生年金の適用については、拡大を図る方向で、様々な論点について検討していく必要がある。

育児期間等に係る配慮措置については、女性が多様な就労を通じて自らの年金保障の充実を図るという方向性の中で、年金制度としてどのような配慮を行うことが適切かどうかという点について検討すべきである。

夫婦二人の老後生活を支える年金が離婚してもなおそれぞれの生活を支えるものとなるよう、離婚時の年金分割が可能となるような仕組みを講じる方向で、実施可能な方途、その時期等、専門的、技術的な多くの論点について十分な検討を重ねるべきである。

同様の観点から、遺族年金制度については、これを基本的に維持しつつ、共働き世帯と片働き世帯との間の均衡を図る、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付に反映する仕組みにする等の観点から、見直しに向けて綿密に議論していくことが必要である。

E 結論

雇用・就業形態多様化に対応して統合的な年金制度にするためには、労働時間や契約期間等に関りなく、すべての雇用者を厚生年金の適用対象とするということが理想的である。さらに、企業との業務請負的な働きかたや、起業などのため職業人生の途中で自営業主となり、また再び雇用者に戻るといったケースも増えそうなことなどを

考えると、雇用者と自営業者の年金も一体することが望ましい。いわゆる年金一元化はその意味でも大いに検討すべきである。

F 健康危険情報

なし

G 研究発表

1. 論文発表

倉田 聡(2004)「非正規就業の増加と社会保障法の課題」『季刊社会保障研究』第40巻第2号、pp.127-138.

佐野嘉秀(2004)「製造分野における請負労働者の労働条件とキャリアー社会政策の視点から」『季刊社会保障研究』第40巻第2号、pp.139-152.

2. 学会発表

なし

H 知的所有権の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし

雇用と年金*

清家篤
(慶応義塾大学)

〔I〕雇用と年金を巡る問題

企業等に雇われて働く雇用者にとって、年金は引退生活のきわめて重要な糧である。年をとっても最後まで働き続けたり、あるいは仕事を跡継ぎに譲って「隠居」生活に入る、というのが一般的な自営業者とは異なる点だ。実際、多くの国で公的年金制度は、雇用者を対象とした年金として始まったものであることはよく知られているとおりであり、雇用と年金は、もともと切っても切れない関係にある。

このことは、年金が様々な面で雇用に影響を与えるということを意味する。具体的には雇われて働く個人の就業行動、それを雇う企業の雇用行動に、年金は少なからぬ影響を与える。個人の就業行動ということについては、年金が引退の糧になるということは、それが就業を抑制する効果を持つということと同義である。企業の雇用行動ということについては、年金が企業からの退職後の生活の糧だということは、それが企業の退職制度を規定しているということに他ならない。さらに引退の糧となる年金給付だけでなく、それを賄うための保険料の負担も、個人にとっては可処分賃金を引き下げ、企業にとっては賃金費用に上乗せされるという意味で、個人、企業の行動に影響を与える。

従って、年金制度の改革に、労使双方がきわめて高い関心を寄せるのは当然のことである。日本も含め、先進国はどこも就業者の大半が雇われて働く雇用者という社会であり、その意味で、年金制度改革を考える際に、雇用との関係はきわめて重要なポイントになるはずだ。実際これまでの章で詳しく紹介された6カ国の年金改革においては、必ず雇用とのかかわりという視点があったのは当然である。

とくにそうした先進国において、これから年金改革を考える際に、雇用との関係は一層重要になると思われる。このように考える理由は大きく分けると二つある。

ひとつは、高齢者の就業・雇用の促進と年金の関係である。これまでの各章における6カ国の年金改革を巡る論議からも明らかなように、本格的な人口高齢化に備えて、高齢者の就業・雇用の促進する必要性について先進各国が共通認識を持つに至っている。

問題は、年金自体が、高齢者の就業・雇用の促進を阻害しているということである。もともと高齢者の引退生活の糧である年金は、かれらの就業選択にはマイナスの影響を持っている。このことと、高齢者の就業・雇用の促進するという事柄との間に、どう折り合いをつけていくのかは、きわめて重要な政策課題である。

もうひとつは、先進国どこでも進んでいる雇用形態の多様化への対応である。いわゆる正規従業員と呼ばれる、フルタイムの常用労働者中心だった雇用の世界において、パートタイマー、契約労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規従業員の比率が上昇している。雇用者として働いていた者が、請負契約のような形で、自営業化する傾向も見られる。こうした雇用多様化や雇用概念の変容と、もともと正規従業員を念頭に作られた雇用者向け年金制度の折り合いをどうつけていくのかということも、雇用との関連で年金制度の改革を考える際の重要な論点となるのである。